

館林市立多々良中学校 P T A 会則

第 一 章 総 則

- 第 1 条 本会は館林市立多々良中学校 P T A と称し、事務局を多々良中学校に置く。
- 第 2 条 本会は家庭社会及び学校における生徒の福祉を増進するために、保護者・教師が一体となって、学校内外の民主的教育を積極的かつ効果的に進歩向上させることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的達成のために下の諸項を目標にして事業を行う。
- (1) 家庭の教育的責任を自覚し、よりよい家庭をつくる。
 - 1 保護者の教育的責任を自覚する。
 - 2 家庭生活の生徒の及ぼす影響を検討し、改善向上に努力する。
 - 3 子ども的人格を尊重するという民主的な考え方を徹底する。
 - (2) 生徒に対する社会の教育的責任を認識し、学校との連携を図り、よりよい地域社会をつくる。
 - 1 地域内の教育文化的環境を整備し、健全な社会様式と純良な風習の樹立を図る。
 - 2 青少年の補導・保護ならびに福祉に関する法令の適正を推進する。
 - 3 青少年の福祉のために活動する他の社会的団体と連絡協力して、その不良化防止に努める。
 - (3) 学校における教育的意義を認識し、よりよい学校をつくる。
 - 1 教育的施設及び教育の資料充実のため、有効な努力をする。
 - 2 教育の方法及び効果に対しては、常に関心をよせ、その向上を図るようにする。
 - 3 教師の重要性を認識し、安全と適正を確保するように努力する。
 - (4) その他、目的達成に必要な事項。

第 二 章 組 織

- 第 4 条 本会の会員は多々良中学校生徒の保護者と教師及び本会の趣旨に賛同した者とする。

第 三 章 役 員

- 第 5 条 本会は下の役員を置き、その職務を執行する。
- | | | |
|-----|--------------|-------------------------------|
| 会 長 | 1 名 | 本会を代表して会務を総理し、会議を招集してその議長となる。 |
| 副会長 | 若干名(保護者及び教頭) | 監 査 若干名 |
| 書 記 | 若干名 | 会 計 若干名 |
- 第 6 条 会長・副会長・書記・会計・監査は、実行委員会で選出し、総会の承認を得る。
- 第 7 条 第 3 条の事業を遂行するため、各地区（高根、西高根、成南、大谷、成北、木戸、日向、松沼、赤土）に支部長・副支部長・幹事及び学年委員を置く。また、専門委員会として、保健体育委員会、広報委員会、文化研修委員会、環境整備委員会及び学年委員会を置く。保健体育委員会、広報委員会、文化研修委員会、環境整備委員会の委員長・副委員長は、担当地区から選出する。学年委員会の委員長・副委員長は、各学年の委員で互選する。
- 第 8 条 役員の任期は一年とし、年度始めに改選する。また本部役員の任期は二年とする。ただし、再選を妨げない。

第 四 章 機 関

- 第 9 条 総会は年度始めに召集し、委任状を含めた会員の過半数の出席をもって成立し、決議はその出席者の過半数をもって決定する。そして、会務、会計の報告と審議、役員の承認及び会則審議その他の事項について審議する。ただ

- し、必要に応じ、臨時に召集することができる。
- 第 10 条 本会の目的達成の機関として、実行委員会を置く。
本委員会は、会長・副会長・書記・会計、第7条に規定された各地区の支部長・副支部長・専門委員会の委員長・副委員長、及び市P連専門委員会の委員、学年主任(教員)で構成し、事業の計画・執行並びに総会に提出する議案の作成及び総会に議決を要しない事項の議決執行を行う。

第 五 章 会 計

- 第 11 条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業収入であてる。会費は、一会員月額200円とし、年度始めに徴収する。
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 六 章 附 則

- 第 13 条 本会則の改正は、本部役員会で協議し、総会の出席者の過半数以上の賛成で決定する。
- 第 14 条 本会運営に関する細則は、実行委員会で別に定めることができる。
- 第 15 条 本会に顧問を置く。顧問は退任した会長・現校長及び本会のために功労があり、実行委員会で指名され総会で承認された者とする。
- 第 16 条 市P連専門委員会の委員は、各地区から選出する。
- 第 17 条 1 本会則は平成20年4月24日から施行する。
2 平成30年5月2日、第一章第3条(1)4、5を削除。全文「父母」を「保護者」へ変更。第三章第7条に「赤土」を追加。第六章附則の条番号を変更、第13条を追加。

館林市立多々良中学校 P T A 慶弔規定

- 第 1 条 この規定はP T A会員相互の慶弔を表すことを目的とする。
- 第 2 条 この規定による慶弔は、P T A会費をもって充てる。
- 第 3 条 教職員が転退職した時は、1年を1,000円とし、1年増す毎に1,000円を加える功労金とする。
- 第 4 条 役員の任期が終了した時は、次の通りとする。
実行委員に感謝状、記念品を贈る。
- 第 5 条 会員の死亡の時、次の通り弔慰金及び生花(弔慰金に代えることも可)を贈る。
1 会員の死亡の場合 金5,000円と生花1基(あるいは金5,000円)
2 生徒の死亡の場合 金5,000円と生花1基(あるいは金5,000円)
3 配偶者死亡の場合 金5,000円と生花1基(あるいは金5,000円)
- 第 6 条 本規定により贈られた金品に対しては、一切返礼を受けない。
- 第 7 条 規定以外の弔意の事項が発生した場合は、本部役員会で決定する。
- 第 8 条 本規定の改廃は、本部役員会の議決を要す。
- 第 9 条 この規定は平成17年4月28日より実施する。
- 付 則 1 平成30年5月2日、第5条を改正。